

第2章 分限・懲戒

○別杵速見地域広域市町村圏事務組合職員の 分限に関する手続及び効果に関する条例

(昭和53年4月1日)
条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第3項の規定に基づき職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。

(準用)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関しては、別府市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和27年条例第29号)を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○別杵速見地域広域市町村圏事務組合職員 の懲戒の手続及び効果に関する条例

(昭和53年4月1日)
条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第2項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し規定することを目的とする。

(準用)

第2条 職員の懲戒の手続及び効果に関しては、別府市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和27年条例第28号)を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。